

# 関東学院大学図書館利用規程

(平成10年7月23日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、関東学院大学図書館(以下「図書館」という。)の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用者)

第2条 図書館を利用できる者(以下「利用者」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 本学教職員(非常勤講師を含む。)
- (2) 本学学生
- (3) 学院教職員(非常勤講師を含む。)
- (4) 本学及び学院の元教職員
- (5) 本学卒業生及び関東学院女子短期大学卒業生
- (6) その他、図書館長が許可した者

2 利用者には、貸出カードを交付する。ただし、本学学生の場合は、学生証を貸出カードとする。貸出カードを紛失したときは、直ちに図書館長に届け出るものとする。

3 利用者は、図書館職員から請求があった場合、身分証明書又は貸出カードを提示しなければならない。

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

本館	月～金	午前9時～午後9時
	土	午前9時～午後7時

2 分館等については、別に定める。

3 夏期及び冬期休業期間中、その他図書館長が必要と認めた場合は、前1項の時間を変更することがある。

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、原則として次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日
- (2) 学院創立記念日
- (3) 本学の入学式、卒業式及び入学試験期間
- (4) 夏期及び冬期休業期間中の一定期間及び書架整理期間
- (5) その他、図書館長が必要と認めたとき

(資料の利用方法)

第5条 資料の利用方法は、次のとおりとする。

- (1) 館内閲覧
  - ア 開架資料は、指定の閲覧室で利用できる。
  - イ 閉架資料の閲覧は、所定の用紙に必要な事項を記入の上、閲覧手続をとるものとする。一度に閲覧できる資料は、1人5冊以内とする。
- (2) 館外貸出  
資料の館外貸出は、貸出カードを添えて、所定の手続をとるものとする。

(貸出冊数及び貸出期間)

第6条 資料の貸出冊数及び貸出期間は、別に定める。

(貸出制限資料)

第7条 次の資料は、原則として館外貸出を行わない。

- (1) 貴重図書
- (2) 参考図書
- (3) 逐次刊行物
- (4) 国立国会図書館等から借用した資料
- (5) その他、図書館長が指定した資料

(視聴覚資料及び電子媒体資料)

第8条 視聴覚資料及び電子媒体資料の利用については、別に定める。

(返却)

第9条 貸出資料は、所定の期日までに返却しなければならない。

- 2 貸出期間を経過しても資料を返却しない者には、返却の督促をする。
- 3 図書館の利用資格を失った者は、直ちに貸出中の資料を返却しなければならない。
- 4 貸出中の資料であっても、図書館長が返却を求めたときは、当該資料を直ちに返却しなければならない。

(利用制限)

第10条 貸出期間を経過しても資料を返却しない利用者には、貸出を制限する。

(資料の紛失、毀損等)

第11条 利用者が資料を紛失、毀損、もしくは汚損したときは、直ちに図書館長に届け出なければならない。

2 前項で生じた損害については、当該利用者はその全部又は一部を弁償しなければならない。ただし、事由により、弁償を免れることがある。

3 前項の弁償のほか、図書館の利用を制限することがある。

(入庫閲覧)

第12条 閉架書庫に入り、資料を閲覧できる者は、本学の教職員(非常勤講師を含む。)大学院生、学部4年生及び図書館長が許可した者とする。

(情報サービス)

第13条 利用者は、次の情報サービスを受けることができる。

(1) 利用案内

(2) 学習及び研究に関する情報の提供

(3) 他機関との相互協力による情報と資料の入手、提供

ただし、本条第3号のサービスを受ける対象者は、本規程第2条第1項第1号ないし3号に該当する者及び図書館長が許可した者とする。

(資料の複写)

第14条 利用者は、著作権法の範囲内で、資料の複写サービスを受けることができる。

2 複写サービス料金については、別に定める。

(閲覧上の注意)

第15条 利用者は、館内では静粛にし、喫煙、飲食等の行為をしてはならない。ただし、指定の場所では飲食を可とする。場所等については別に定める。

(図書館施設の利用)

第16条 図書館施設の利用については、別に定める。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、大学図書委員会及び大学評議会の議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成10年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年12月20日に改正し、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年6月9日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月10日から改正施行する。